

平成19年度 第3回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成20年2月4日（月）

午後2時10分～午後3時19分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

プリムローズ大阪「鳳凰の間」

平成19年度第3回大阪府都市計画審議会

と き 平成20年2月4日（月）

午後2時から午後4時まで

ところ プリムローズ大阪2階「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

- | | |
|----------|----------------------|
| 議第259号 | 北部大阪都市計画区域区分の変更 |
| 議第260-1号 | 北部大阪都市計画用途地域の変更（茨木市） |
| 議第260-2号 | 北部大阪都市計画用途地域の変更（吹田市） |
| 議第260-3号 | 北部大阪都市計画用途地域の変更（島本町） |
| 議第261号 | 北部大阪都市計画公園の変更 |
| 議第262号 | 東部大阪都市計画道路の変更 |
| 議第263号 | 南部大阪都市計画風致地区の変更 |
| 議第264号 | 南部大阪都市計画道路の変更 |

【報告案件】

大阪府広域緑地計画の改定について

平成19年度 第3回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 識 経 験 の 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		土井 幸平	大東文化大学教授	欠	会長代理
3		松室 猛	大阪府選挙管理委員会委員長	出	
4		溝畑 朗	大阪府立大学教授	欠	
5		細見 昌彦	大阪学院大学教授	欠	
6		荻田 緋佐子	大阪商工会議所代表	出	
7		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	欠	
8		上原 理子	弁護士	欠	
9		森本 幸裕	京都大学教授	欠	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	欠	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	欠	
12	関係行政機関 の 職 員	齊藤 昭	近畿農政局長	欠	代理:企画部技術企画官 阪井田 茂
13		久貝 卓	近畿経済産業局長	欠	
14		布村 明彦	近畿地方整備局長	出	
15		各務 正人	近畿運輸局長	欠	
16		縄田 修	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	奴井 和幸	府議会議員 (自民)	出	
18		北川 法夫	府議会議員 (自民)	出	
19		西野 弘一	府議会議員 (自民)	出	
20		中川 隆弘	府議会議員 (民主)	出	
21		中島 健二	府議会議員 (民主)	出	
22		鈴木 和夫	府議会議員 (公明)	出	
23		岩下 学	府議会議員 (公明)	欠	
24		堀田 文一	府議会議員 (共産)	出	
25	市町村の長を 代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠	
26	市町村議会の 議長を代表 する者	山元 学	大阪府市議会議長会会長	出	
27		仁部 順行	大阪府町村議長会会長	出	
28	大阪市長及び 大阪市会議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:大阪市計画調整局長 北村 英和
29		足高 将司	大阪市会議長	出	代理:大阪市会副議長 待場 康夫

※ 委員29名中 15名出席

平成19年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号
1	茨木市副市長	山本 正治	第259号・第260-1号 及び第261号
2	茨木市議会議長	菱本 哲造	
3	島本町長	川口 裕	第260-3号
4	島本町議会議長	平井 均	
5	貝塚市副市長	藤原 龍男	第263号
6	貝塚市議会議長	奥野 学	
7	泉南市長	向井 通彦	第264号
8	泉南市議会議長	南 良徳	

平成19年度 第3回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	福田 保	出	
2	都市整備部技監	井上 章	欠	
3	都市整備部次長	水本 行彦	欠	
4	都市整備部総務課長	西井 忠好	欠	
5	事業管理室長	小川 哲治	※	臨時幹事:事業管理室参事 澤田 泰征
6	総合計画課長	桶谷 剛史	出	
7	交通道路室長	村上 毅	欠	
8	河川室長	吉田 八左右	※	臨時幹事:河川整備課計画G長 寺前 真次
9	下水道課長	北山 憲	※	臨時幹事:下水道課課長補佐計画G長 小林 保
10	公園課長	荒木 美喜男	出	
11	港湾局長	古川 博司	欠	
12	住宅まちづくり部長	戸田 晴久	欠	
13	住宅まちづくり部技監	吉田 敏昭	欠	
14	住宅まちづくり部理事	沢田 吉和	出	
15	住宅まちづくり部次長	小林 栄	欠	
16	居住企画課長	佐野 裕俊	欠	
17	市街地整備課長	高村 正則	出	
18	建築指導室長	志摩 宣彦	※	臨時幹事:審査指導課長 盛尾 久和
19	住宅経営室長	中島 俊行	欠	
20	企画室長	大江 桂子	欠	
21	市町村課長	中野 時浩	※	臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
22	危機管理室長	飯尾 慎太郎	欠	
23	健康福祉総務課長	里中 亨	欠	
24	環境衛生課長	辻 精一郎	欠	
25	産業労働企画室企画課長	田中 精一	欠	
26	みどり・都市環境室長	北田 博昭	欠	
27	循環型社会推進室長	沢村 功	欠	
28	環境管理室長	大槻 芳伸	欠	
29	農政室長	岡本 康敬	出	
30	水道部経営企画課長	井上 博司	欠	
31	教委事務局総務企画課長	北尾 悦幸	欠	
32	教委事務局施設課長	鈴木 博史	欠	
33	教委事務局文化財保護課長	富尾 昌秀	※	臨時幹事:指定文化財G主査 地村 邦夫
34	府警本部交通規制課長	西本 雄治	欠	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成19年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号
1	茨木市都市整備部長	杉浦 慶二	第259号・第260-1号 及び第261号
2	吹田市都市整備部都市整備室長	杉本 正次	第260-2号
3	島本町総合政策部長	島田 政弘	第260-3号
4	寝屋川市まち政策部長	谷田 博延	第262号
5	寝屋川市まち政策部都市計画室係長	川原 敏昭	
6	貝塚市都市政策部都市計画課長	春木 誠治	第263号
7	貝塚市建設部東山丘陵地開発課参事	明松 康弘	
8	泉南市都市整備部長	池上 安夫	第264号
9	泉南市都市整備部都市計画課長	上ノ山 正人	

目 次

1	開会	1
2	議第 259 号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第 260-1 号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について	2
3	議第 260-2 号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について	5
4	議第 260-3 号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について	7
5	議第 261 号「北部大阪都市計画公園の変更」について	11
6	議第 262 号「東部大阪都市計画道路の変更」について	12
7	議第 263 号「南部大阪都市計画風致地区の変更」について	13
8	議第 264 号「南部大阪都市計画道路の変更」について	15
9	大阪府広域緑地計画の改定について	18

1 開会

午後2時10分開会

○司会（中田秀則君） では、10分定刻よりおくれるということになりましたけれども、ただいまから平成19年度第3回大阪府都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます総合計画課の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では最初に、委員の皆様にお配りしております資料の御確認をさせていただきたいと存じます。お手元の配布資料一覧をごらんくださいませ。資料は、配付資料一覧の裏面に委員配席表がございます。そして大阪府都市計画審議会条例及び規則。続きまして、次第・案件概要並びに委員幹事名簿。そして資料1「議案書」。資料2「審議会資料」、資料3「平成19年度第2回都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方」、そして資料4「平成19年度第2回大阪府都市計画公聴会速記録」。そして最後になりますけれども、資料5「大阪府広域緑地計画の改定について」。以上でございます。漏れている資料等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど冒頭でも説明をいたしました、本日は、現委員数29名の方々のうち、現在出席していただいております委員の方は14名ということになりますが、もうあと数分で、もう1名の方が御出席ということになっております。議案の審議といたしましては、議案ごとの臨時委員の御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2号の規定から成立いたします。ですので、これから審議の方を進めていただきたいと思います。なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろしくお願いいたします。

2 議第259号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第260-1号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしくお願いたします。委員の皆様には、本日、大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成19年度第3回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画区域区分の変更」を含みます8議案でございます。

最初に御審議いただきますのは、議第259号及び議第260-1号でございます。この二つ議案につきましては、相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明させます。

○幹事（桶谷剛史君） 総合計画課長の桶谷でございます。議第259号「北部大阪都市計画区域区分の変更」及び議第260-1号「北部大阪都市計画用途地域の変更」は相互に関連がございますので、一括して御説明いたします。議案書の1ページから8ページ、資料の1ページから5ページ及び11ページから13ページでございます。

今回、区域区分及び用途地域を変更しようとする「真砂・玉島台地区」は、茨木市南部の市街化調整区域に位置します。茨木市の「総合計画」において、本地区を含む市南部の市街化調整区域については、都市化の動向や地域の意向などを総合的に勘案し、そのあり方について検討を進めることとされているほか、「都市計画マスタープラン」において、本地区は都市的な土地利用の区域に含まれ、地域住民主体で、計画的な市街化が進められることが確実な場合は、土地利用誘導のための方策を協議して進めることとされております。

本地区は、平成17年度に御審議いただきました府下一斉の区域区分の見直し時点において、市街化区域へ編入する熱度には達していなかったことから、計画

的な市街地整備の実施が確実となった段階で、市街化区域への編入が可能となる「保留フレーム」を設定いたしました。その後、地元において協議・検討が重ねられ、このたび、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施について合意形成が図られ、また、関係機関との協議調整についても整いましたことから、約8ヘクタールの区域を市街化区域に編入するとともに、用途地域を指定しようとするものでございます。

本地区では、土地区画整理事業により、区画道路や下水道、公園・緑地を計画的に配置し、低層住宅地を中心としながら、共同住宅や小規模な店舗等についても適切な立地誘導を行い、良好な市街地形成を図る計画となっております。このため、用途地域については、新たに市街化区域に編入しようとする区域の全域に、第二種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を指定しようとするものでございます。

また、本審議会の審議案件ではございませんが、市決定の関連案件といたしまして、土地区画整理事業の決定、地区計画の決定及び高度地区の変更が、茨木市都市計画審議会において承認されております。

なお、都市計画の案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申出はございませんでした。また、平成19年12月14日から28日までの2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。説明は、以上でございます。

○**会長（岡田憲夫君）** ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○**堀田委員** ただいまの市街化区域への変更と用途地域の指定の案件ですが、今回のこの案件は組合施行方式による区画整理事業を踏まえて、このように変えようという提案だと説明をもらいましたが、区画整理事業というのが、世間ではよく採算のとれない区画整理事業というのが過去しばしば起こっております。そういう意味で、この区画整理事業についての採算性というのはどんな見通しになっているんでしょうか、お聞かせください。

○幹事（桶谷剛史君） この区画整理事業の計画決定の後、組合の設立ということが正式になされる段取りになっておりまして、そういう意味では、今は事業計画というのは正式には決まっておりません。今、準備組合というのが地元にてできておりますので、その組合の中で地権者と、いろいろ専門家のアドバイスをいただきながら、あるいは市の指導等をいただきながら勉強をされていると聞いております。市の方でも、過去にやった区画整理の経験で組合の方を指導していくということをごさいますして、今のところ、今までの実績からいきまして、保留地処分に穴があくとか、そういうことはございませぬので、恐らく大丈夫な計画が今後できるというふうに考えております。

○堀田委員 今回の御説明は、多分いけるだろうというお話だったんですけど、やっぱり、後で公共がたくさん負担するということは大変なことですよ。そういう意味で、もう少ししっかりした見通しが欲しいなという気がするんです。そういう意味では、現時点ではこの計画については私どもは賛成できない。反対というわけではないんですけども、そういう意味で保留ということにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○会長（岡田憲夫君） 今おっしゃったのは保留。

○堀田委員 賛成できないんです。

○会長（岡田憲夫君） 反対。

○堀田委員 ではないんです。

○会長（岡田憲夫君） 一応、保留は御異議があるということと理解してよろしゅうございませぬか。

○堀田委員 はい。

○会長（岡田憲夫君） その他、何かお伺ひすることはございませぬでしょうか。

それでは、この議案につきましては御異議がございませぬので、採決いたします。まず、この二つの議案につきまして一括して採決することに御異議ございませぬ

でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長（岡田憲夫君） それでは御異議がないようですので、この二つの議案につきましては一括して採決いたします。議第259号及び議第260－1号を、原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○会長（岡田憲夫君） 挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

3 議第 260－2号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 次に御審議いただきますのは、議第260－2号であります。その内容につきまして幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第260－2号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について御説明いたします。議案書の9ページか12ページ、資料の3ページから15ページでございます。

今回、用途地域を変更しようとする千里山地区は、吹田市中部に位置し、阪急千里線の千里山駅及びその周辺部を含む区域です。

本地区は、都市計画マスタープランなど市の上位計画では、地域拠点として位置づけられておりますが、駅周辺部での交通混雑の解消や、安全な歩行空間の確保などが課題となっております。そこで、今回、駅に隣接する都市再生機構住宅の建替えが行われることにあわせて、駅前広場等の公共施設を整備し、地域拠点としての利便性などの向上を図るため、吹田市が定める都市計画として、都市計画道路の変更が予定されております。

道路については、新たに駅前広場を設置するほか、交通の円滑化を図るため幅員等についても変更するものです。用途地域については、この駅前広場の区域界や、

新たな道路の中心線及び道路端から25メートルまたは65メートルの後退線をそれぞれ新たな境界線とするため、変更しようとするものです。

具体的な変更内容でございますが、駅前広場及び広場を起点とする、都市計画道路千里山佐井寺線に沿った区域においては、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%から近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%に変更しようとするものです。また、都市計画道路千里山佐井寺線等からの後退距離により、境界線を変更する区域においては、近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%から、それぞれ第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%及び第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更しようとするものです。

また、本審議会の審議案件ではございませんが、市決定の関連案件といたしまして、先ほど御説明いたしました道路の変更のほか、高度地区の変更、並びに防火地域及び準防火地域の変更が吹田市都市計画審議会において承認されております。

なお、都市計画の案の作成に当たり公述人を募集したところ、平成19年10月30日開催の公聴会において1名の方が公述されました。その内容につきましては、資料3「平成19年度第2回大阪府都市計画公聴会の公述の意見に対する大阪府の考え方」に示しております。

まず、公述意見の要旨は次のとおりでございます。

千里山駅周辺整備事業では、都市計画道路及び用途地域の変更が先行して行われるが、今後の関係機関協議や住民要望等により、今回の都市計画変更案に再度の変更が生じ、事業構想に支障をきたし、手続きが遅れないか。

この意見に対する大阪府の考え方は次のとおりでございます。

今回の都市計画変更は、千里山駅周辺における交通混雑の解消や安全な歩行空間の確保等の課題に対応するため、都市計画道路が変更されることにあわせて用途地域を変更しようとするものです。都市計画道路の変更案の作成にあたっては、「千里山駅周辺まちづくり懇談会」での検討を踏まえながら、警察等の関係

機関とも協議を行い、了承を得ております。駅周辺における土地利用のあり方や、都市再生機構住宅の建替計画等については、今回の都市計画道路の変更により、まず対象区域を定め、引き続き検討が進められるものです。

以上が公述意見の要旨と大阪府の考え方でございます。

また、平成19年12月14日から28日までの2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それではないようですので、表決に入ります。まず、議第260-2号議案を原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

4 議第260-3号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 次に御審議いただきますのは、議第260-3号議案です。その内容について幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第260-3号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について御説明いたします。議案書の13ページから16ページ、資料の3ページから17ページでございます。

今回、用途地域を変更しようとする島本駅東側地区は、島本町の南部に位置し、

隣接するJR東海道線には本年3月に島本駅の開業が予定されております。また、島本駅と阪急水無瀬駅それぞれの周辺部及び両駅を結ぶ道路に沿った区域は、町の上位計画で商業業務機能を集積するゾーンに位置づけられております。

今回、島本駅の開業にあわせ、駅前広場や、駅への主要なアクセス道路である都市計画道路桜井駅跡線が完成することから、駅周辺において、町の商業業務拠点として適切な土地利用を図るため、ふさわしい用途地域に変更しようとするものです。

具体的な変更の内容でございますが、島本駅の駅前広場周辺については、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%から近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%に変更しようとするものです。また、都市計画道路桜井駅跡線等の沿道については、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%から近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%に変更しようとするものです。

なお、本審議会の審議案件ではございませんが、町決定の関連案件といたしまして、高度地区の変更、並びに防火地域及び準防火地域の変更が島本町都市計画審議会において承認されております。

また、都市計画の案の作成に当たり公述人を募集したところ、平成19年10月30日開催の公聴会において1名の方が公述されました。その内容につきましては、資料3「平成19年度第2回大阪府都市計画公聴会の公述の意見に対する大阪府の考え方」に示しております。

公述意見は3点あり、1点目の要旨は次のとおりでございます。

用途地域の変更について、わずか2回の説明会を開催したのみであり、開催の周知方法も不十分である。まちづくりの主体であるべき住民に対する説明責任を果たしていない。

この意見に対する大阪府の考え方は次のとおりでございます。

島本町では、該当する地域及び隣接する自治会には、各自治会長に説明を行った上で、自治会内の全世帯に対して説明会の開催通知を始め、変更に関する

資料を回覧していただくよう依頼しております。また、自治会を持たない集合住宅等に対しても、各住宅の掲示板にて周知しております。広報紙及び町ホームページでも周知した上で、平成19年8月19日及び25日の計2回、説明会を開催しております。説明会においては、用途地域等の都市計画の変更内容について説明を行った上で、不明な点については質疑応答を行い、当日の要点録についても、ホームページに掲載しております。

次に、2点目の要旨は次のとおりでございます。

行政が住民を初めとする関係者とともに町の将来像について議論し、新駅を核としたまちづくりの方針を具体化した上で、用途地域を見直すべきである。

この意見に対する大阪府の考え方は次のとおりでございます。

島本町では、上位計画である「都市計画マスタープラン」において、阪急水無瀬駅からJR新駅に至る道路に沿った区域を「商業業務拠点を結ぶ都市軸」と位置づけており、「第3次総合計画」においても、JR新駅周辺に「商業地などの用途空間の確保を検討する」と位置づけておりますが、これらの計画は、住民アンケートやパブリックコメントでの意見、また各審議会での議論を踏まえて策定されたものです。今回の用途地域の変更案は、こうした上位計画における構想を具体化しようとするものです。

次に、3点目の要旨は次のとおりでございます。

新駅開業により住環境が変化する恐れがあるので、住民・地権者が意識を高め、話し合いを経て地区計画を策定することなどにより、良好な住環境を守るべきである。

この意見に対する大阪府の考え方は次のとおりでございます。

島本町では、今後、地域住民から地区計画策定の要望等があり、行政としてまちづくりを進める上で地区計画などが必要であると判断すれば、策定に向けて検討を進めていく考えであるということを確認しております。

以上が公述意見の要旨と大阪府の考え方でございます。

また、平成19年12月14日から28日までの2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○堀田委員 今回の用途地域の変更で、桜井駅跡線沿道の土地利用の高度化が可能になりますが、それにとまって地元では都市化の弊害を心配する声もあるというふうに聞いております。そして、1月18日に開催された島本町の都市計画審議会では附帯意見がついています。その中で附帯意見は、今後まちづくりを推進するに当たり、地区計画や景観法に関する規制などさまざまな都市計画の手法について積極的に検討し取り組むこと、安全・安心なまちづくりを推進するため、島本町駅周辺に交番等を設置することを要望することなどを町に求める附帯意見であります。こういう地元の意見や、また都計審での附帯意見について町はどのように対応されていくお考えなのかお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○臨時幹事（島田政弘君） 臨時幹事の島田でございます。

ただ今お尋ねのございました、まず交番の設置でございますが、これにつきましては、安全・安心のまちづくりを進めるための取り組みとして、町として要望を行ってまいりたいというふうに考えております。そのほか、新駅の開業を一つの契機といたしまして、本町の中心部のにぎわいの創出に努めるとともに、秩序のあるまちづくりを推進するため、住民の皆さんの方の御意見等を踏まえながら、制度づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○堀田委員 ぜひ附帯意見とか、今、御説明いただいたことを実行していただきたいたいということを意見として申し上げて、賛成の態度を表明します。

○会長（岡田憲夫君） それでは、そのほか御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それではないようですので、表決に入ります。まず、議第260-3号議案、これを原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

5 議第261号「北部大阪都市計画公園の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 次に御審議いただきますのは、議第261号議案です。その内容につきまして幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第261号「北部大阪都市計画公園の変更」について御説明いたします。議案書の17ページから20ページ、資料の19ページから23ページでございます。

本案件は、西河原公園の区域の変更を行おうとするものでございます。

西河原公園は茨木市の東部に位置しており、昭和45年に都市計画決定を行い、現在の計画決定面積は約6.8ヘクタール、開設面積も同じく約6.8ヘクタールの地区公園です。本公園は、茨木市の緑の基本計画において、「水とみどりと歴史のネットワーク」を構成する重要な公園に位置づけられており、災害時の一時避難地としての役割も担っております。

市の地域防災計画に位置づけられている広域避難地は、隣接する吹田市の万博公園と西穂積丘陵だけで、東部にはない状況です。そのため、本公園区域を拡大し、防災機能の強化を図り広域避難地にすることにあわせて、都市景観の向上や

市民のレクリエーションの場、憩いの場としての総合的な公園機能の向上を図るものです。

よって、今回6.8ヘクタールの地区公園である西河原公園について、北東部の約4.5ヘクタールを区域に編入し、既設区域と合わせて約11.3ヘクタールの総合公園にするものです。それに伴い、名称についても地区公園から総合公園に変わることから、4・4・211-3号西河原公園を5・5・211-2号西河原公園に変更するものです。

なお、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申し出はございませんでした。また、都市計画法第17条に基づき、平成19年12月7日から21日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出もございませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それではないので、表決に入ります。まず、議第261号議案を原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

6 議第262号「東部大阪都市計画道路の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 次に御審議いただきますのは、議第262号議案です。その内容について幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第262号「東部大阪都市計画道路の変更」について御説明いたします。議案書の21ページから24ページ、資料の25ページから27ページでございます。

本案件は、東部大阪都市計画道路3・4・215-17号国守黒原線について名称の変更を行おうとするものでございます。

国守黒原線は、寝屋川市国守町地内の都市計画道路打上線から、守口市との境界にある寝屋川市黒原新町地内へ至る延長約5.5キロ、車線数2車線の都市計画道路です。

平成18年10月「住居表示に関する法律」に基づき新たな住居表示が実施され、国守黒原線の起点であった「国守町」という町名は廃止されました。これに伴い、今回、都市計画名称について検討した結果、新たな町名に合わせ、国守黒原線を梅が丘黒原線に名称の変更を行おうとするものです。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それではないので、表決に入ります。議第262号議案を原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

7 議第263号「南部大阪都市計画風致地区の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 次に御審議いただきますのは、議第263号議案です。その

内容について幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第263号「南部大阪都市計画風致地区の変更」について御説明いたします。議案書の25ページから28ページ、資料の29ページから33ページでございます。

海岸寺山風致地区は、南部大阪都市計画区域の貝塚市及び岸和田市の境界に位置し、都市計画道路大阪岸和田南海線と都市計画道路大阪外環状線に挟まれた両市にまたがる区域で、全体面積は約220ヘクタールとなっております。

海岸寺山風致地区の一部を含む東山丘陵地区は、貝塚市都市計画マスタープランにおいて、緑豊かな田園丘陵の風致環境を保全しつつ、コミュニティと安らぎがあり、美しく、均衡のとれたまちづくりを目指す地区として位置づけられています。このため、東山丘陵地区では、風致地区の保全を目的とした自然型近隣公園及び緑化を目的とした多目的広場・緑地を配置するなど、自然環境と調和のとれた閑静で落ち着いたある新たな市街地の形成を目指して、平成8年に土地区画整理事業を都市計画決定し、事業が進められているところでございます。

このたび、事業が進捗したことから、従前、里道等を風致地区の境界としていたものを、新たな区画道路や歩行者専用道路等を境界とすることにより、風致地区の区域の変更を行うものです。なお、今回の変更による区域面積の変更はございません。

この変更案につきましては、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申し出はございませんでした。また、平成19年12月14日から28日までの2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それではないので、表決に入ります。まず、議第263号議案を原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

8 議第264号「南部大阪都市計画道路の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 最後に御審議いただきますのは、議第264号議案です。その内容について幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第264号「南部大阪都市計画道路の変更」について御説明いたします。議案書の29ページから32ページ、資料の35ページから39ページでございます。

本案件は、南部大阪都市計画道路3・4・228－7号信達樽井線について、一部区間の幅員の変更を行おうとするものでございます。

信達樽井線は、泉南市域においてJR阪和線泉砂川駅を起点とし、りんくう南浜の都市計画道路泉佐野田尻泉南線に至る延長約2千780メートル、幅員20メートル、車線数2車線の泉南市の都市軸となる都市計画道路です。

府道堺阪南線から、りんくうタウンに至る延長742メートルの区間については、平成9年に泉南市が事業認可を取得し、現在、鋭意事業を進めております。本路線が南海本線と交差する鉄道交差部につきましては、幅員12.5メートルの歩車道一体型構造、両側の取り付け部においては歩車道分離型構造としておりました。

また、鉄道交差部の東側においては、現況地盤高が低いことから、歩道部分については縦断勾配を12%とし、さらに本線車道部高架下を利用することにより、近接する府道鳥取吉見泉佐野線及び南海樽井駅への歩行者導線を確保する計画と

しておりました。

平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行され、また、平成15年に「大阪府福祉のまちづくり条例」が改正され、歩道部の縦断勾配が、その整備基準に適合していないことから、歩道部の構造について再検討を行う必要が生じました。

既に用地買収が完了している状況を踏まえ、できる限り現都市計画幅員内で対処すべく、周辺の土地利用状況等を勘案し検討を行った結果、歩行者動線を本路線北側に集約し、鉄道交差部の幅員を変更することにより、歩道部の縦断勾配を8%まで緩和することが可能となりました。これにより、南海本線との鉄道交差部における都市計画道路の幅員を12.5メートルから18.7メートルに変更するものです。なお、一部区間の幅員の変更ですので、計画書に記載する標準幅員の変更はありません。

なお、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申し出はございませんでした。また、都市計画法第17条に基づき、平成19年12月7日から21日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出もございませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○堀田委員 質問ですが、もともと信達樽井線そのものが市民生活に必要な道路なのか、りんくうタウン支援、企業支援の道路ではないかという疑問を持っています。そして、今度の歩道の構造変更は、勾配が緩くなる点ではいいんですけれども、距離が長くなるという問題が必然的に起こってしまいます。地元の市議員さん聞くと、歩道の延長は210メートルにもなるという話でした。結局、この歩道はほとんど使う人がいないということになってしまうのではないかと懸念があります。そこで質問したいのは、この歩道を使う人はどのぐらい見込まれているのか、御説明をお願いします。

○幹事（桶谷剛史君） 歩道を利用される方の数の予測というのは、具体的にしておりませんが、この絵にありますように、りんくうタウンといいますか、埋立地側に空港関連の産業を始め、いろんな産業が張りついている状況であると。

ちょっと北の方に行きますと、大規模集客施設であるショッピングセンターとかシネコンとかが入っている建物がございます。そういうことで、内陸部からの利用、あるいは樽井駅というのが近くにありますので、そこから通勤の客もあるかもわからないということで、内陸部とりんくうタウンを結ぶ道路が必要なんですけれども。

この地形状況でいいますと、ちょうど駅の海側にあたるところが、既設の大規模工場なり、あるいは自動車教習所とかがありまして、この今言いました信達樽井線の前後1キロ区間に踏切がないという状況でございます。そういうこともありまして、この位置で内陸から海へ渡るといいますか、交互する歩行者の需要もあるということで、標準的に歩道を設置しようということにしておるところでございます。

○堀田委員 りんくうタウンの土地利用が進んでいったら、歩行者も出るんじゃないだろうかという、そういう程度の感じがするんですよ。だったら、市道というよりも、本来府が責任を持って整備せないかんことですし、また本当にそういう歩行者の利用、利便を考えるならばエレベーターを設置して、使いやすくするというのが本来やるべきじゃないかという気がするんです。そういう意味では、この議案については反対しますので、よろしくをお願いします。

○会長（岡田憲夫君） それでは、そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

この議案につきましては御異議がございますので、採決いたします。議第264号を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

○会長（岡田憲夫君） 挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

以上で、本日の審議は終了いたしました。本日、御審議いただきました8議案につきましては直ちに必要な手続を進めさせます。

9 大阪府広域緑地計画の改定について

○会長（岡田憲夫君） 引き続きまして、大阪府広域緑地計画の改定につきまして幹事から報告があります。

○幹事（生嶋圭二君） 都市整備部総合計画課参事の生島でございます。よろしくお願いたします。それでは、大阪府広域緑地計画の改定について御報告いたします。

本計画の改定につきましては、平成18年度の第3回都市計画審議会におきまして中間報告をさせていただいたところでございますが、その後も作業を進め、改定案を整理いたしました。本日は、その概要について、お手元にお配りしております資料5の概要版と前方のスクリーンのスライドを用いて御説明いたします。

大阪府では、平成11年に大阪府広域緑地計画を策定いたしました。本計画は広域的な観点から見たみどりの確保目標や配置計画などを定める計画です。また、都市計画区域マスタープランに反映させ、必要事項を位置づけるとともに、市町村が「緑の基本計画」を策定する際の指針となるものでございます。

本計画の改定の背景でございますが、当初計画策定以降の社会経済情勢の変化やみどりに対する府民ニーズの多様化や高度化など、みどりを取り巻く状況は大きく変化しております。また、大阪のみどりは、依然十分とは言えない状況でございます。そこで、これまでとは異なる新たな視点を取り入れたみどりづくりが必要と考え、みどりとオープンスペース確保の実現方策などを盛り込むために、本計画を改定することといたしました。改定に当たりましては、本審議会の委員

であります大阪府立大学大学院教授の増田委員を初め、みどりづくりに係る各種分野の学識経験者等で構成する大阪府広域緑地計画改定検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。

平成18年7月に委員会を設置して以来、計7回の委員会を開催したほか、昨年9月には府民意見を反映させるため、パブリックコメントを実施するとともに、みどりづくりにかかわる企業などとの意見交換を行うワーキングの開催や、庁内関係部局を初め、市町村とも協議、調整を図りながら、計2カ年かけて検討を重ねて、改定案を整理してきたところでございます。

それでは、広域緑地計画の改定の概要につきまして御説明いたします。

計画フレーム及びみどりの確保目標につきましては、平成11年策定時と同様としておりますが、今回、新しいみどりづくりの目標として、厚みと広がりを持ったみどりのネットワークの形成、市街地におけるきめ細やかなみどりづくり。多様な主体や活動との連携によるみどりづくりの3点を掲げております。これらの目標を実現する上で、重要となる大阪府のみどり資源の特徴を自然・社会・人文歴史・土地利用の四つの特性から把握いたしました。また、みどりの効果として、みどりがあることで環境保全、次には景観形成などに資する存在効果やスポーツ、レクリエーションなどに直接利用することによる利用効果が従来より考えられておりましたが、今回、第3のみどりの効果としてみどりの活用をきっかけとして、文化交流、商業観光、福祉、教育など、さまざまな分野の活動を活発化させる効果、媒体効果に着目し、これからのみどりづくりに必要な新しい視点としてとらえました。このような大阪府のみどり資源の特徴や新しい視点を取り入れて、目指すべきみどりの将来像をまとめております。

みどりづくりの目標の1点目の、厚みと広がりを持ったみどりのネットワークの形成につきましては、周辺山系、丘陵地、主要河川、大阪中央環状線、大規模公園、臨海部などの骨格となるみどりを対象としており、大阪中央環状線を例に挙げますと、大阪中央環状線は本府が主体となって、骨格となるみどりづくりを推進するとともに、その周辺地域においては、市町村・府民・企業などとの連携によるみどりづくりを展開することにより、骨格に厚みと広がり確保していく

こととしております。

2点目の市街地におけるきめ細やかなみどりづくりにつきましては、みどりが少ない市街地では、道路・中小河川・公園等の公共空間のみどりの充実に加え、それらのみどりを企業用地や住宅地などの民有地のみどりとつないでいくことで、きめ細やかなみどりづくりを展開していくこととしております。

3点目の多様な主体や活動との連携によるみどりづくりにつきましては、他の二つの目標を実現する上で必要なことではありますが、民間などの多様な主体との連携により、まちづくりや暮らしの中で生かされる質の高いみどりづくりを目指していくこととしております。

また、大阪府を北部大阪都市計画区域、東部大阪都市計画区域、南部大阪都市計画区域、大阪都市計画区域に分け、地域別の将来像とそれを実現するために、主に府が取り組む緑化や緑地保全に関する施策を整理しております。

北部大阪都市計画区域を例に挙げますと、図のようにみどりの配置計画を始め、みどりを広げるための取り組み、みどりの確保目標などを地域ごとに整備しております。なお、みどりの将来像の実現に向けたみどりづくりの考え方についても整理しております。

みどりづくりには、みどりの状況に応じた適切な資本投下を行う必要があります。本計画の改定では、樹木の整備などに必要な自然資本、施設の整備などに必要なハード資本、維持管理を支える仕組みづくりなどに必要なソフト資本の三つの資本でとらえました。そして、みどりづくりを行う場所の状況に応じて、三つの資本投下をバランスよく組み合わせることで、効果的、効率的な質の高いみどりづくりを推進していくこととしております。

例を挙げますと、広場や沿道等のハードはあるものの、自然の状態が良好ではなく、管理の仕組み等のソフトがない、うまく使われていない街区公園を改修する場合には、景観に配慮した樹木整備に必要な自然資本や最小限度の施設改修に必要なハード資本、府民参加などの管理を支える仕組みづくりなどに必要なソフト資本、これらを投下することで、快適さや美しさ、楽しさなどを感じる

ことのできる質の高いみどりづくりが可能になると考えております。このような考え方にに基づき、大阪府だけではなく市町村や府民、NPO、企業などとの適切な役割分担のもと、おのおのが連携、相互支援を図りながら、緑の将来像の実現を目指していくこととしております。

さらに、みどりの将来像の実現に当たり、大阪府が整備する道路や公園などの都市基盤施設から周辺地域にみどりを広げていくために、新たなみどりづくりの展開について方向性を整理しております。

一つ目は、みどりづくりの広域連携の推進のための方策で、二つ目は、府民、NPO、企業などとの連携を図るための方策でございます。広域連携の推進のための方策の一つとして、「みどり景観育成プラン」を提案しております。本プランでは、一定のまとまりのある区域において、府が市町村との連携を図りながら、行政区域を越えた多様な主体が共有すべき目標を定めることとしております。それにより、府・市町村・府民・NPO・企業などの多様な主体が連携してみどりづくりを推進していくというものでございます。

また、重点施策地区をイメージした「みどり景観推進区域」についても提案しております。この区域は、府営公園や府道などを中心にした一定の区域を府が定め、まちづくりとの連携や民間活力の活用を図るなど、多様な手法の可能性を図りながら、重点的な施策展開を推進していこうとするものでございます。また、本区域においては、人・物・情報などが交流し、活動の起点となる「プラットフォーム」を確保することとしております。そこでは、多様な主体との相互間連携や交流を促進し、みどりとコミュニティの輪を広げていくこととしています。

二つ目の府民やNPO、企業などとの連携を図る方策としましては、「企業のCSR活動と連携したみどりづくり」について提案しております。これは、近年、企業のCSR活動、いわゆる社会貢献活動として、環境教育や地域交流などを支える活動が展開され始めております。そこで、主に府道などの公共空間や、その周辺地域での企業のCSR活動と、みどりづくりを行う都市空間とを結びつけることにより、企業と連携したみどりづくりを推進していこうとするものでございます。

例を挙げますと、みどりづくりの活動そのものでなくても、緑化技術の提供や人材派遣などの活動がみどりづくりにつながっていくことをイメージしております。また「グッド・グリーン・コミュニティ認定制度」も提案しております。この制度は、景観的に配慮されたみどりや空間を解放したみどり、多様な主体による活動が展開するみどりなどを大阪府が評価し、公共空間及び、その周辺地域への民間が取り組む質の高いみどりづくりを誘導・活性化させようとするものでございます。

以上が大阪府広域緑地計画の概要でございます。

なお、今後のスケジュールとしましては、本日の都市計画審議会で報告の後、庁内調整や最終の検討委員会の開催などを経て、年度末には本計画の改訂版を策定したいと考えております。

報告は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問。御意見はございませんか。

○堀田委員 ただいまの説明にはなかったんですけども、配られている資料5の中には、計画の目標というところがありますね。そこでは、緑地の大阪府域面積に対する割合を約4割以上確保と書いてあります。これは、平成11年3月に決めた現計画での目標であり、また今回の新しい改訂版でもこの目標は堅持すると。

変わらないから説明しなかったということかなと思うんですけど。いずれにしても、4割以上確保というのは、非常に大事な目標だという気がするんですけども。

そこで3点ほど質問したいんですけども。他の都道府県の計画の中で、こういう緑地割合での目標というのは、決めてはるところはあるんでしょうか。また、どのぐらいの緑地割合を目標にされているんでしょうかということをお説明お願いしたい。

二つ目は、大阪府のこの緑地割合の実績、どの程度でこれまで推移してきているのかということの御説明をお願いします。

三つ目は、現在進行中の国際文化公園都市開発、水と緑の健康都市開発、トリヴェール和泉などの開発が完了したら、緑地割合は幾らになるのかということの説明もお願いします。

○幹事（生嶋圭二君） まず、1点目の他の都市、都道府県等の状況でございますが、まず、みどりの確保目標につきましては、全国で統一的な指標というのが特に定められておりません。それで、それぞれの地域に応じまして、独自の確保目標を設定しておられるというふう聞いております。

特に、例として東京都の例を挙げますと、東京都では「みどり率」というものを定めておられるということでございます。この「みどり率」といいますのは、公園とか街路樹、あるいは植樹林地、森林等ですね。そういうもののほかに、草地、あるいは河川などの水面なども含まれておりまして、そういうものを対象とした割合を「みどり率」ということで定めて、それに対する目標値を設定されておるというふうになっております。ちなみに、東京都のその現況につきましては、東京23区においては、これは西暦2000年の現況では約29%に対しまして、この長期目標として2025年までに29%の2割を増加させる、約35%の目標設定をされていると聞いております。また、23区の方は都心部でございますけれども、豊かな自然の多い多摩地区の方ですね。そちらの方では、同じく2000年の現況が約80%の「みどり率」になっておるというところで、それについては現状確保する目標というふうにならされております。

続きまして、2点目の大阪府のみどりの緑地の割合でございますけれども、平成7年度末の府域の緑地量は約7万7千200ヘクタール、これを府域面積の割合で申しますと40.7%。平成17年度末の緑地量につきましては、トータルで7万7千300ヘクタールになっておりまして、これで40.8%ということで、現状では十分4割が確保できておるということでございます。この4割を今後とも維持していくということが今回改定におきましても、緑地の確保目標として設定しておるというところでございます。

続きまして、3点目の今後の大規模開発等が完成した後の、その緑地の確保状況についての御質問だと思いますけれども、これらにつきましては、今後、

開発完了をして、緑地量が減っていくと見込まれておるのは、まず彩都、こちらの方が約521ヘクタールほどございます。箕面森町、こちらが206ヘクタールほどございます。もう1カ所、堀田委員の方から御指摘ありましたトリヴェールなどにつきましては、121ヘクタールございまして、これらを合計いたしますと約848ヘクタール減少すると見込まれております。これが、もし現状の7万7千300ヘクタールから減少したといたしますと、計算によりますと約40.3%。この大規模なやつが減ったとしても、とりあえずは4割確保というのは可能だということでございます。以上です。

○堀田委員　そしたら、意見だけ申し上げさせていただきます。

全国で都道府県でいろんな決め方があると、大阪のような緑地割合という組み方はないのかなという御説明でしたので、それはそれでないのを聞いてもしょうがないんですけれども。逆に言えば、大阪はそれだけみどりが少ないと。だから、最低これだけは守らなあかんというものとしてお決めになったのかなというのが私の感想であります。決して4割というのが多いわけではないと。ものすごい少ないから、少なくともこれだけは死守せなあかんという、そういう感じの数字が40%かなという気がするんです。できたら、これも40%じゃなしに、引き上げていくと、みどりを増やしていくと。地球温暖化という大きなテーマが、温暖化防止という大きなテーマがある時期ですから、引き上げていくということをまず、意見としてお願いしておきたいんです。

と同時に、では40%でとりあえずなっているわけですけど、それが、先ほど質問したような、水と緑の健康都市とか国際文化公園都市開発とかトリヴェール和泉とか、そういうものが開発されたら、現在の40.8%が40.3%になると。いよいよ際どいところに近づいていくというのが大阪の現状なんです。だから、決して40%以下にならなかつたらいいやないかということじゃなくて、やはり40%も40.8%も同じようなもんですから、これ以上、みどりをはぎ取って進めるような開発はやるべきではないということを、ぜひ方針の中に盛り込んでいただきたいなということをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○会長（岡田憲夫君）　ありがとうございました。そのほか何か御意見、御質問

ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（岡田憲夫君） それでは、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成19年度第3回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様方には議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

午後3時19分閉会